平成２５年（フ）第４２４号
茨城県笠間市鴻巣657番地298　県営友部アパート３－３－３
債務者　西村　義子
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１８７号
茨城県つくば市並木３丁目20番地４　ロイヤルパークＢ棟201号、前住所茨城県水戸市元吉田町1192番地
債務者　佐藤　　透
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２４１号
茨城県稲敷郡美浦村大字信太2176番地
債務者　伊藤　秋子
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第３８９号
新潟市西区小針２丁目38番15号　メゾンタッセル103号
債務者　小川健太郎
1　決定年月日時　平成25年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４３９号
新潟市東区藤見町１丁目18番２―11号
債務者　高橋　優子
1　決定年月日時　平成25年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４４３号
新潟市東区上木戸３丁目３番４号７
債務者　貝瀬　亜美
1　決定年月日時　平成25年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４１９号
石川県河北郡津幡町字能瀬ト４番地２　サンパティー能瀬Ｉ棟101号
債務者　安田まり子
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第４２４号
金沢市増泉４丁目４番25号　エクセル増泉202号
債務者　諸井さつき
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１７９号
長野市安茂里小市３丁目23番１―404号　小市南団地Ａ６
債務者　山本　博之
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１８９号
長野市若穂川田1481番地４
債務者　鈴木　　忍
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３７３号
岐阜県美濃市3148番地30
債務者　羽根　　満
1　決定年月日時　平成25年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３７５号
岐阜県関市春里町２丁目２番27号　第２ゆたか荘、前住所岐阜県各務原市那加前洞新町４丁目77番地１　コーポラスマキ２―106
債務者　辻　　時男
1　決定年月日時　平成25年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３８号
三重県尾鷲市大滝町12番23号
債務者　濵端　與一
1　決定年月日時　平成25年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２５年（フ）第３２９号
大津市朝日が丘１丁目８番20―202号
債務者　河野　　清
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３３０号
大津市朝日が丘１丁目８番20―202号
債務者　河野　直美
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１００８号
広島県安芸郡熊野町柿迫12番16号
債務者　向井　義博
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０１５号
広島県廿日市市地御前３丁目21番11号　Ａ201
債務者　北川　　愛（旧姓住田）
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
広島地方裁判所民事第４部